

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から40年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から40年4月まで

18歳から5年間、A町で住み込みのお手伝いとして働いていた。20歳になった時、同僚のBさんが、「20歳になったから、国民年金に加入する必要がある。」と言って、100円を集めて毎月集金人に渡していたので、申立期間の国民年金が未加入で未納となっていることに、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A町の刺繍業者宅に住み込みで勤めており、20歳になった時、同僚のB氏から、「20歳になったから、国民年金に加入する必要があると言われ、毎月B氏に国民年金保険料100円を渡していた。B氏が退職した昭和39年4月以降は、名前は忘れたが、B氏と入れ替わりに勤めるようになった者に保険料を渡していた。」と証言している。

また、B氏は、「申立人から、国民年金保険料を預かり、毎月集金人に自分と申立人二人分の保険料を納付していた。」と証言しており、B氏は、住み込み先で勤めていた期間、国民年金保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人及びB氏共「当時の保険料は100円が変わることは無かった。」と証言しており、これは実際の保険料と一致していることから、証言には<sup>しんびょうせい</sup>信憑性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年7月まで

国民年金保険料納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間が未納となっていた。当該期間の保険料については、私の妻が、夫婦二人分を市役所から送付されてきた納付書できちんと納めていたので、未納とされていることについては納得できない。納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適切に行っていることが確認できる。

また、申立期間の申立人の経済状況は保険料を納付するのに問題は無い上、申立人の妻は、昭和48年4月に国民年金加入以降、加入期間について申立期間を含め保険料をすべて納付しており、夫婦共、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人夫婦の保険料納付年月日は、昭和49年7月から、申立期間直前の52年3月まで同一であり、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたものと考えられ、申立人のみ未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から39年7月まで  
② 昭和40年2月から同年5月まで  
③ 昭和41年4月から42年3月まで  
④ 昭和48年4月から同年12月まで

社会保険事務所で国民年金の記録を確認したところ、昭和41年4月1日に初めて資格取得していると言われたが、申立期間①及び②については、当時住んでいたA県B市で父が納付してくれていたはずである。

また、申立期間③及び④は、私自身が納付している。国民年金の期間はすべて納付しているはずで、未納期間があるとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和48年4月から同年12月まで国民年金印紙検認台紙欄に国民年金印紙が添付され、それぞれ3か月ごとの検認印が押印されていることが確認できる。

一方、申立期間①及び②については、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年9月6日に払い出され、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した41年3月11日の翌月の4月1日にさかのぼって資格取得されていることが社会保険事務所の記録で確認できることから、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間であり、制度

上、国民年金保険料を納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間③については、申立人は、C市D区役所E支所で納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では過年度であり、区役所の支所では納付することはできない。

このほか、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年6月から53年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正する必要がある。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から40年3月まで  
② 昭和52年6月から53年3月まで（還付）  
③ 昭和53年5月から55年12月まで

A県からB県へ出て来て、C市役所で国民年金の手続をした時、「8年間のブランクがあるので払っていかないと年金が全額もらえない。」と言われ、C市とその後転居したD市で保険料を全額支払った。社会保険事務所の年金記録を照会したところ、未納があると言われたが、納得できない。

また、年金をもらえるようになって、E社会保険事務所に手続に行ったところ、係の男性がコンピューターを見て、「あなたは年金を掛けすぎています。」と言った。その人に還付について尋ねたら、「還付はできない。」と言われたが、還付する保険料があれば還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②について、社会保険事務所の被保険者台帳から申立人は、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料として25,760円を52年4月30日に前納しているが、同年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかし、当該被保険者台帳には、昭和52年6月から53年3月までの国民年金保険料の還付記録の記載は無く、国民年金保険料が還付された事実の確認ができない。

一方、申立期間①については、申立人は、当時、元夫が申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたと申し立てているが、国民年金保険料を納付したこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、元夫も同期間は未納となっている。

また、申立期間③については、申立人は、昭和 56 年 1 月から 58 年 3 月の国民年金保険料を同年 3 月 11 日に一括して納付していることが社会保険事務所が保管する被保険者台帳から確認できるが、申立期間は、この時点で既に時効により保険料を納付できない期間である上、同台帳から申立人が A 市から C 市に転入したのは同年 10 月 11 日であることが確認できることから申立内容に整合性が無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 6 月から 53 年 3 月の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、妻が私の保険料も納付していたはずである。この期間、妻は納付済みとされているが、妻が自分の保険料だけ支払って、私の分の保険料を支払わなかったとは考えられないので、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和47年4月以降、平成2年9月の厚生年金保険被保険者資格取得までの17年間の国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立期間は3か月と短期間であり、妻はその期間を含め婚姻後の国民年金加入期間はすべて納付済みであることから、申立期間の申立人の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻は、「申立期間は二人で生活を始めた婚姻直後であり、私の分だけ支払って夫の分は払わないというのは考えられない。」と証言していることから、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年6月まで  
② 昭和56年4月から同年6月まで

20歳になったので、国民年金に加入し、以後、保険料を町内会の組長又はA教育集会所に持参して納付していたのに、申立期間①が未納とされている。また、申請免除期間の保険料を夫の分と一緒に追納したのに、私だけ申立期間②の追納記録が無い。納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が同期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、申立期間①の保険料を定期的に納付していたと主張しているが、申立人が所持する保険料の領収書を見ると、申立期間前の48年7月から50年3月までの保険料が同年12月12日に、申立期間後の同年7月から51年3月までの保険料が52年9月7日に過年度納付されており、申立人が申立期間後の保険料を納付した同年9月7日の時点では、申立期間①の保険料は時効により納付できなかったことが確認できる。

さらに、申立人が所持する領収書の記載内容は、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳の記録と一致しており、ほかに申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、申立人は保険料を追納した場所、時期等について具体的に記憶しており、一緒に保険料を追納したとする申立人の夫は同期間が追納済みとされており、夫婦の申請免除期間が昭和56年4月から57年3月までと同じであるのに、申立人のみ3か月の追納記録が無いのは不自然である。

また、社会保険庁の記録を見ると、申請免除期間についての保険料の追納の処理日は、夫婦同一日であることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を、昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、33年1月から同年9月までは6,000円、同年10月から34年9月までは7,000円、同年10月から35年7月までは8,000円、同年8月から36年7月までは1万4,000円、同年8月から37年3月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月25日から37年4月1日まで

私は、A社に女性正社員としては第一期生6人の内の1人として、昭和32年3月15日に入社し、結婚を機に37年3月31日に退職した。

しかし、社会保険事務所の記録では、入社から1年もたない33年1月25日付けで資格喪失していることに納得できない。会社も在籍証明を出してくれたので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書、当時の専務取締役及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間において継続して同社に勤務していたことが認められる。

また、事業主及び当時の専務取締役は、「申立人は、A社の女性正社員としては、第一期生である6人の1人として、昭和32年3月に入社し、結婚を機に37年3月で退職した。」旨の証言をしている。

さらに、同時期に当該事業所に勤務し、同じ業務に従事していたとされる同僚には、厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同期入社で同年齢の同僚の社会保険事務所の記録から、昭和33年1月から同年9月までは6,000円、同年10月から34年9月までは7,000円、同年10月から35年7月までは8,000円、同年8月から36年7月までは1万4,000円、同年8月から37年3月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの被保険者資格喪失届などいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が、昭和33年1月25日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から37年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成元年7月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、5年1月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成元年7月から2年9月までを8万円、同年10月から3年9月までを9万2,000円、同年10月から4年12月までを11万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月16日から5年1月16日まで

私は、昭和59年3月16日から平成5年1月16日までA社に勤務していたが、社会保険事務所の記録では、元年7月16日に資格喪失したことになっている。

このころ、婚姻に伴って正社員からパートタイマーに身分は変わったが、会社から社会保険は継続加入するとの説明を受けたことも記憶しているし、年金義務継承通知に記載された厚生年金基金の期間もそのとおりとなっているので厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の雇用記録、企業年金連合会から提出のあった厚生年金基金の中途脱退照会の回答、B健康保険組合の健康保険資格証明書に記載された被保険者期間及び雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。また、企業年金連合会から提出のあった厚生年金基金の中途脱退照会の回答書から申立人は、平成元年7月16日に厚生年金基金被保険者資格を喪失しているが、同日に再取得しており、申立期間についても標準報酬月額の定時決定が行われているのが確認できる。

さらに、事業主が保管していた健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書における申立人の申立期間に係る資格喪失日が、平成5年1月16日となっていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所における申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録においては、平成元年7月16日の資格取得日は、同年11月15日に取消処理されているが、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する平成元年7月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、5年1月16日に資格を喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金中途脱退照会の回答記録より平成元年7月から2年9月までは8万円、同年10月から3年9月までは9万2,000円、同年10月から4年12月までを11万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人が、申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年12月25日とし、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで

昭和48年12月当時、在籍していたB社の業務が新会社であるA社に移管され、それに伴って転籍しただけで給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、48年12月だけが厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の個人経歴記録表及び雇用保険記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和48年12月25日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、申立期間は適用事業所としての記録が無い。

しかし、同社は法人事業所であり、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

一方、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る48年12月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格取得日に係る記録を昭和36年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年8月1日から同年11月16日まで

私は、昭和31年3月31日の入社から平成3年6月30日まで一貫してA社に勤務していたのに、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

当時、海外駐在準備の研修期間中で給与明細書の一部も持っており、継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書、A社在籍証明書及び同社健康保険組合の証明書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和36年8月1日に同社C工場から同社B事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月及び同年3月

平成6年4月に、国民年金保険料免除期間に係る保険料の追納をA社会保険事務所で行った。その時に社会保険事務所職員から、私の国民年金については、加入期間は保険料がすべて納付済みであると聞いたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は保険料納付に関する記憶が不明確であり、納付状況が不明である。

また、申立人は、免除期間に係る保険料の追納をA社会保険事務所で行った時に、社会保険事務所職員から加入期間は保険料がすべて納付済みであると聞かされたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることには納得できないと申し立てているが、社会保険事務所職員の、当該免除期間の保険料について、すべて納付済みであるとの説明を、加入期間の保険料をすべて納付済みと聞き違えた可能性が考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から40年3月まで

昭和37年1月から40年3月まで、国民年金の未加入期間とされているが、養父が国民年金の加入手続をし、成人式の終了後から、毎月、保険料を地区の組長に納めてくれていたはずなので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の養父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする養父は既に亡くなっているため、申立期間の国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、国民年金被保険者の資格取得日が昭和40年4月1日と記載されており、社会保険庁の記録と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の養父が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年9月までの期間、同年12月から47年3月までの期間及び同年4月から48年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年9月まで  
② 昭和46年12月から47年3月まで  
③ 昭和47年4月から48年8月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間は保険料の納付が無いとの回答だった。しかし、申立期間は、国民年金に加入し、自分で保険料を納付していたので、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続や保険料額、納付時期等に関する申立人の記憶が不明確であるため、保険料の納付状況等が不明である。

申立期間①及び②については、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄を確認しても、両期間に挟まれた昭和46年10月及び同年11月の欄には検認印が押されているが、申立期間には押されておらず、申立人が所持する「昭和46年度国民年金保険料払込書と領収証書」を確認しても、同2か月分の保険料しか納付が確認できない。

このことについて、申立人が当時住んでいたA市では、「保険料の納付の確認は、国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄に検認印を押すことによって行っており、それ以外の方法で保険料納付を確認するような事務処理は行っていなかった。」と回答している。

申立期間③については、申立人が所持する国民年金手帳に昭和47年4月8日に被保険者資格を喪失した旨の記載があり、申立人が所持するB町発行の

49年9月分の国民年金保険料の領収証書（領収日は昭和49年9月21日であり社会保険庁の記録と一致）の様式が同町が常備する納付月（2か月単位）及び納付金額があらかじめ印刷されたものではなく、手書用のものであることから、申立人は同年9月21日に被保険者資格を再取得したものと考えられ、申立期間③は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない。

このほか、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡や、申立期間①、②及び③の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年1月までの期間、40年12月から41年8月までの期間及び41年12月から43年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年1月まで  
② 昭和40年12月から41年8月まで  
③ 昭和41年12月から43年2月まで

私の母親が、母親の分と一緒に私の国民年金保険料と国民健康保険料をA集会所へ持参し納付していた。申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いが、納付したものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年8月28日に払い出されており、同年3月21日に被保険者資格が取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、その母親が母親の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の母親は明治35年生まれであるため、制度上国民年金に加入し保険料を納付することはできない。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 滋賀国民年金 事案 472

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年2月までの期間及び61年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から43年2月まで  
② 昭和61年4月

昭和40年4月に町役場において自分で国民年金の加入手続をし、最初は窓口で、その後は、婦人会の集金により保険料を納付していた。ところが、社会保険庁の記録では申立期間①の納付記録は無いとされている。

また、申立期間②も、厚生年金保険に加入する直前まで、きっちりと国民年金保険料を納付したと思うのに、未納とされている。

これらの期間について国民年金保険料を納付したものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年4月26日に払い出されており、同年3月14日に任意加入被保険者の資格が取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳を確認しても、被保険者資格の取得日は社会保険庁の記録と同じ昭和43年3月14日と記載されており、町役場が発行し申立人が所持する「国民年金保険料（領収）カード」を見ても、42年4月から43年2月までの欄には斜線が引かれており、これは未加入期間であることを示したものと考えられる。

申立期間②については、申立人の保険料納付に関する記憶が不明確であり、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月から同年 2 月まで  
② 昭和 41 年 11 月から 42 年 8 月まで  
③ 昭和 44 年 5 月から 45 年 7 月まで  
④ 昭和 46 年 3 月から 47 年 1 月まで  
⑤ 昭和 49 年 8 月から同年 11 月まで  
⑥ 昭和 50 年 3 月  
⑦ 昭和 60 年 8 月から同年 12 月まで

社会保険事務所から厚生年金保険被保険者期間の回答をもらったが、全く納得できない。申立てしたすべての期間のそれぞれの事業所について、会社の届出等の有無にかかわらず、厚生年金保険料は給与から天引きされていたと記憶している。ただし、事業所への勤務期間は昔のことなのではつきり憶えていない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①のA事業所、申立期間②のA事業所及びB事業所、申立期間③のC事業所、申立期間④のD事業所、申立期間⑤及び⑥のE事業所は厚生年金保険の適用事業所でないことが、社会保険事務所の調査結果から確認できるとともに、当該期間に係る雇用保険加入記録も確認できない。

申立期間③のF事業所、申立期間⑤及び⑥のG事業所に係る申立期間については、事業主の証言により申立人が当該事業所に在籍していたことはいかがえるものの、いずれも厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

申立期間③のH事業所については、社会保険事務所の保管する健康保険厚生

年金保険被保険者名簿により、申立人の申立期間③における加入記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

また、当該事業所は既に全喪している上、事業主が死亡しており、申立てに係る関連資料、証言を得ることはできなかった。

申立期間④の I 事業所及び申立期間⑦の J 事業所に係る申立期間については、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の申立期間における加入記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

また、当該事業所に対し、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況を照会したが、いずれの事業所においても在籍していたことを認めているものの、当時の関係資料は既に廃棄されており、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月から 37 年 1 月まで  
(日本国有鉄道 A 鉄道管理局)  
② 昭和 37 年 3 月から 42 年 7 月まで  
(B 社 C 工場)

昭和 34 年 9 月から 37 年 1 月の期間は国鉄 D 保線区で、37 年 3 月から 42 年 7 月の期間は B 社で働いていた。どちらの事業所も厚生年金保険の加入期間が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①については、申立人から提出された同僚の氏名及び申立人の同僚の証言により、申立人が申立期間に日本国有鉄道 A 鉄道管理局に勤務していたことは推認することができるが、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業管理部担当者からは、「国鉄が臨時雇用職員等に対し、厚生年金保険の加入を勧めたのは昭和 38 年 10 月 1 日からであり(社会保険事務所の記録によると、日本国有鉄道 A 鉄道管理局の新規適用は昭和 38 年 11 月 1 日)、申立人の申立期間は、厚生年金保険に加入していたという事実はない。」という旨の回答があった。

さらに、申立期間②については、社会保険事務所の記録によると B 社は昭和 41 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、社会保険事務所が保管する B 社 C 工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間について申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、申立人は、当時兼業農家の家族として農業にも従事していたとしてお

り、B社C工場の元経理担当者は、「臨時社員、夫の被扶養者、農家の妻などは、厚生年金保険の適用は無かった。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 21 日から 46 年 3 月 31 日まで  
昭和 41 年 5 月 1 日から 54 年 6 月 30 日まで A 社に勤務していた。このうち、42 年 4 月 21 日までは厚生年金保険の加入記録があり、46 年 4 月からは国民年金の記録があるので厚生年金保険には加入していなかったと思うが、申立期間についての厚生年金保険の加入記録が無い。1 か月分ではあるが、申立期間の給与明細書もあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書から、申立人が申立期間のうち昭和 44 年 3 月の給与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、A 社は昭和 42 年 4 月 21 日に厚生年金保険適用事業所を全喪しており、同社には被保険者が申立人を含めて 6 人在籍していたが、6 人全員が全喪日または全喪日の前日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、申立人は、A 社は B 社に社名変更し、その後、C 社に社名変更したと述べていることから、B 社及び C 社の商業登記を確認したが、B 社の商業登記は無く、C 社は昭和 44 年 2 月 22 日会社設立と記載されている。このことから、同年 3 月の給与明細書は、C 社で発行されたと考えられるが、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、強制適用業種の事業所でもない。

さらに、雇用保険の加入記録において、申立期間に係る記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 24 日から 38 年 5 月 31 日まで  
② 昭和 39 年 2 月 24 日から同年 10 月 6 日まで  
③ 昭和 39 年 10 月 6 日から 40 年 2 月 1 日まで  
④ 昭和 40 年 2 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで  
⑤ 昭和 42 年 2 月 1 日から 43 年 1 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、受け取った記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 11 か月後の昭和 43 年 10 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は申立期間⑤の事業所を退職した際の手続や給与の受取などについての記憶が明らかではないなど、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含め総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで A 社 B 支店に、同年 4 月 1 日から 20 年 2 月 1 日までは同社 C 出張所に勤務していたので、社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、この期間については厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。しかし、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した当時の写真等から、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録では、A 社は昭和 25 年 8 月 1 日に D 県において厚生年金保険の適用事業所となったことは確認できるものの、同社 B 支店及び C 出張所は適用事業所としての記録が確認できない。

さらに、A 社は既に全喪しており、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて申立人が、勤務実態が同一と申し立てた当時の上司、同僚についても厚生年金保険の加入記録は確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 18 日から 48 年 1 月 5 日まで  
昭和 44 年 4 月から 48 年 9 月までの間、A 社に継続して勤務していたのに、途中の申立期間だけ厚生年金保険の加入記録が無い。  
しかし、私は、この間に会社をやめた覚えは無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、事業主は、昭和 47 年 6 月 18 日を資格喪失日とする「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」、同年 6 月 17 日を離職日とする「失業保険被保険者資格喪失確認通知書」、及び 48 年 1 月 5 日を資格取得日とする「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を保管しており、「申立人は、申立期間に厚生年金保険の被保険者で無かったため、厚生年金保険料は徴収しておらず、社会保険事務所にも納付していない。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。